

湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯沢町空き家バンク制度の活性化を図るために、空き家の家財道具等を処分する際の費用に対し補助金を交付する場合の基準等について、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助対象空き家」とは、湯沢町空き家バンクに登録している空き家または登録することを予定している空き家をいう。

2 この要綱において、「県外からの転入者」とは、補助金の申請日において、次のいずれかに該当する者（湯沢町への転入前に1年以上湯沢町の住民登録がない者に限る。）をいう。ただし、転勤又は就学等に伴い一時的に居住又は居住を予定している者を除く。

- (1) 新潟県外から湯沢町への転入を予定している者
- (2) 新潟県外から湯沢町に転入して3月を経過していない者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町税等に滞納のない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家を所有し、当該補助対象空き家に居住する県外からの転入者又は補助対象空き家を所有し、当該補助対象空き家に居住する予定のある県外からの転入者
- (2) 県外からの転入者と補助対象空き家の売却または賃貸（転貸を除く。）に係る契約を締結した補助対象空き家の所有者（契約を締結する見込みのある所有者を含む。）

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象空き家に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 家財道具等の搬出及び処分に要する経費
- (2) 前号の搬出及び処分に付帯する清掃に要する経費

2 前項第1号の搬出及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者で、湯沢町で事業を行い請け負うものに限る。

3 第1項第2号の清掃は、湯沢町で事業を行い請け負うものに限る。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、予算の範囲内で、対象経費の3分の2に相当する額と

し、20万円を上限とする。

- 2 補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 補助金の交付は、一の補助対象空き家につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書その1及びその2(第2号様式)
- (2) 同意書(第3号様式)
- (3) 納税証明書
- (4) 処分費等が確認できる書類
- (5) 処分対象となる家財道具等の状況写真
- (6) 補助対象空き家の売却または賃貸に係る契約書等の写し(第3条第2号に該当する場合)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定に当たり条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、湯沢町空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更等申請書兼湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金変更交付申請書(第5号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受け、承認又は不承認を決定したときは、湯沢町空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付対象となる家財道具等の処分が完了したときには、速やかに湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金実績報告書(第7号様式)に次の各号に定める書類を添えて、並びに湯沢町空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
 - (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し
 - (3) 補助対象事業の実施に係る写真であって、補助対象事業に係る空き家内部又はその敷地の状況について、補助対象事業の実施前、実施中及び実施後の状況が比較できるもの
 - (4) その他、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、及び交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(補助対象事業の調査)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

(交付決定の取り消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項に規定する変更交付申請を行わないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付対象として適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 交付決定者が転入後2年以内に湯沢町外へ転出した場合は、補助金の全額を返還するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成36年3月31日に限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。